

平成 19 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
(概要版)

県出資団体の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

平成 20 年 2 月

三重県包括外部監査人

中 谷 敏 久

目 次

包括外部監査の結果報告書

第 1. 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
1. 外部監査対象	1
2. 外部監査対象期間	1
III. 特定の事件を選定した理由	1
IV. 外部監査の方法	1
1. 監査の視点	1
2. 主な監査手順	1
V. 外部監査実施期間	2
VI. 包括外部監査人	2
VII. 外部監査人補助者	2
VIII. 利害関係	2
第 2. 監査結果	2

監査の結果のうち、法令規則等に従い適切に処理されているかどうか及び地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の主旨に添ってなされているかどうか、すなわち効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされているかどうかについての指摘事項については【結果】として表記し、それら以外に検討を要すべき事項として監査人が必要と認めて記載する指摘事項については【意見】として表記している。

包括外部監査の結果報告書

第1. 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件

1. 外部監査対象

県出資団体の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 外部監査対象期間

平成18年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成19年度予算額も参考とする

III. 特定の事件を選定した理由

出資団体については、県はこれまで「外郭団体改革 2001 基本方針」や「外郭団体改革方針」等を策定し、団体の使命、役割等の見直しや存在意義の検討など抜本的な見直しを行ってきた。また、団体は、県出資法人条例による団体経営評価を活用しながら、自律的かつ透明性の高い経営を推進している。

一方、外部環境の変化としては、公益法人会計基準が改正され平成18年度以降速やかに実施する必要があるとともに、民間企業と同様、内部統制の重要性が高まりつつある。

このような中で、出資団体の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が適法に、また効率的に実施されているかを検証することは必要であると認めテーマを選定した。

IV. 外部監査の方法

1. 監査の視点

- ・県と出資団体との補助金、委託料等に関する契約事務は適正に行われているか。
- ・出資団体の財務事務が法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。
- ・出資団体の管理運営状況は内部統制の整備運用面からみて妥当であるか。
- ・公益法人会計基準等の会計基準に照らして適正に財務情報が開示されているか。

2. 主な監査手順

(1) 各部局からの各外郭団体の概要に関する状況聴取

平成19年3月31日現在の外郭団体一覧表を基に、団体の概要について担当部局からヒアリングを実施した。団体のパンフレットや県の各団体に対する立入検査結果報告書等を閲覧するとともに直近の決算報告書を入手し、団体の決算状況を含む概況について把握した。また、理事、監事と団体との取引の有無についても確認した。

(2) 団体のガバナンス状況及び職務執行状況の把握

監査対象に選定した10団体について実際に現場に赴き監査を実施した。組織図、規程類等を閲覧して、ガバナンス状況及び職務執行状況を把握するとともに、決議事項については職務権限規程等に基づいて所定の手続が適切になされているか否かを確認した。また、事業報告及び決算報告書類を入手し、詳細な決算状況及び各団体の具体的な問題点等を把握した。

(3) 把握した問題点に応じた監査手続の実施

団体の事務担当者から事務手続の具体的な内容をヒアリングするとともに、より詳細な関係資料を入手して、事務手続に関する内部統制の整備運用状況を確認した。補助金、委託料の契約手続が適正に行われているか、また、特に自主財源のある団体については、収入に関して重点的に事務手続をチェックした。重要な支出科目については、明細等から必要に応じて取引を抽出した上で、事務手続が適正に実施されているかどうかを確認した。

V. 外部監査実施期間

平成19年6月1日から平成20年1月31日まで

VI. 包括外部監査人

公認会計士 中谷敏久

VII. 外部監査人補助者

公認会計士 岡野英生	公認会計士 轟芳英
公認会計士 佐久間清光	公認会計士 田中智司
公認会計士 丹羽滋正	公認会計士 鈴木實
公認会計士 築瀬知	公認会計士 小川良平
会計士補 佐竹めぐみ	会計士補 鈴木啓司
会計士補 三浦伸太郎	公認会計士試験合格者 小宮山基博
	公認会計士試験合格者 渋谷靖
弁護士 大塚耕二	

VIII. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査結果

今回、県が出資する外郭団体37団体のうち10団体を監査し、監査結果については「県との事務に関する指摘」と「団体固有の事務に関する指摘」を行なった。「県との事務に関する指摘」については、県からの財政的支援として補助金・負担金、委託料、貸付金等がある場合に事務が適正に行なわれ、税金が有効に使用されているかという観点から指摘したものである。一方、「団体固有の事務に関する指摘」については、財務事務、管理運営状況、会計基準の3つの観点から指摘したものである。

まず、全般的な評価として、「県との事務に関する指摘」については、県が当初想定したとおりに団体の事務が行なわれていないもの、あるいは県の想定が果たしてそれでよかったのかどうか疑問の残るものが見受けられた。また、「団体固有の事務に関する指摘」のうち財務事務については基本的な事務の誤りが多く、財務規程あるいはマニュアルの適切な運用が望まれる。管理運営状況については限られた人数の中では適切に実施されていると認められるものの、団体の事業内容からすれば内部統制の整備運用面から見て、本来的に必要なと思われる管理運営が一部なされていないケースが見受けられた。会計基準については全ての団体において概ね正しく適用されているが、資産負債の評価における指摘が多くなっている。

次に、団体別評価であるが、社会福祉法人三重県厚生事業団については、予定価格の未作成、契約書あるいは請書の未作成といった財務事務の基本的な誤りが見受けられたので、財務規程あるいはマニュアルの適切な運用が望まれる。また、いなば園に対して県から今後支出される負担金が中期経営計画上では身体障害者総合福祉センターに使用されることになっており、県との協定書に違反することになるので、慎重な中期経営計画の策定が必要である。

財団法人三重こどもわかもの育成財団については、県との事務に関する指摘はないものの、団体固有の事務に関する指摘が多い。事業の性格上、毎日現金収入があるにもかかわらず、その管理方法が徹底されておらず、また、棚卸資産、固定資産の管理方法についても不十分な点が見られた。さらに、事業を区分して管理するために会計単位を複数設定しているにもかかわらず、一つの預金口座に複数の会計単位の預金残高が混在しているケースもあった。県民にとって一番身近な団体の一つであるので、適切な事務の執行が求められる。

財団法人三重県環境保全事業団については、事業規模が大きいため、管理運営方法を一度誤ると県民が被る損害は図り知れないものになる。特に廃棄物処理センター・ガス化溶融処理事業に関し、市町の廃棄物にかかる収支は一定の見通しがついているものの、産業廃棄物については社会経済情勢が変化の中で事業コストをどのように回収するか、また最終処分場事業に関してはコストの回収期間が限られているため、回収期間中に全てのコストを正確に把握計上できるか否かが管理運営上のポイントの一つになる。平成18年度末現在、債務超過の状態であり、また一部不備な事務も見受けられるため、慎重な経営管理が必要である。

財団法人三重県農林水産支援センターについては複数の財団法人が統合して現在の組織となっているために、さまざまな事業を実施している。資金貸付事業において三重県から資金を借り入れているにもかかわらず、有効に活用されていない余剰資金については、三重県において資金の有効利用が図られるべきである。また、長期保有農地の処分を強力に進めているが、売渡価格の妥当性を担保する基準を明確にする必要がある。用地、退職給付引当金等の資産負債の評価に関しては公益法人会計基準に準拠した処理が望まれる。

財団法人三重北勢地域地場産業振興センターについては、団体固有の事務に関する指摘がある。特に、地場製品の展示・販売を行なっている需要開拓事業に係わるものが多くを占めている。同財団は地場製品への理解・普及を図るため委託販売方式を取り入れてきたが、近年では自主財源の更なる確保を図るため、買取による商品販売が増加している状況にある。このことから、商品管理に関する指摘が多くなった。また、貸館事業においては一部入居者

に対して規準を下回る賃料を設定しているが、公平性や同財団の財政的自立化を推進するためにも、今後は規準に沿った賃料設定とすることが望ましい。

三重県信用保証協会については、財務事務に関する指摘は一件にとどまり他は全て管理運営状況に関する指摘となった。三重県信用保証協会の管理運営は、信用保証協会法に基づいた全国統一ルールの下で行なわれるため、独自の管理運営手法は採りにくい、ルールに縛られるあまり事務が形骸化することのないよう留意する必要がある。なお、特別審査会の議事録が作成されていなかったことは高度な保証判断を要する案件に対して特別審査会が設けられた趣旨からすると、審査の状況及び判断の過程が事後的に説明できないことから保証審査の事務が不十分とみなされてもやむを得ない。

三重県漁業信用基金協会については、全て管理運営状況に関する指摘となった。保証先である漁業者は地縁血縁に基づいて互いの信頼関係が厚く、一般的に不動産の担保力が弱い、融資に当たっては物的担保より人的担保を採るケースが多いが、それがかえって求償権の償却、あるいは償却済求償権の管理事務停止を遅らせている一因となっていることは否めない。また保証承諾等のルーチンワークを少人数でこなしているため、求償権の償却あるいは償却済求償権の管理事務停止といった例外的な事務を行なう時間がとれないことも事実である。このような特殊、例外的な事務についてはそれらを専門に扱うサービスの利用も検討すべきである。

三重県土地開発公社については、長期滞留物件として明星工業団地予定用地が最大の懸案事項となっている。予定用地が住宅供給公社から有償移管されたものの、同社に対する借入金 1,250,769 千円（無利息、借入期間昭和 63 年 3 月 29 日から平成 22 年 3 月 26 日まで）は、当該予定用地が売却できずに長期保有状態となっていることから、当初の金額のまま現在も残っており、返済期限も同条件で過去 2 回延長されている。当該予定用地が要綱の改訂により強制評価減の対象となり、実勢価格で評価されたのを機に、当該予定用地の今後の利活用については減損後の 256,927 千円をベースに議論すべきであり、また借入金の返済方法及び無利息の是非についても検討する必要があると考えられる。

三重県道路公社については、志摩開発有料道路第 2 期事業の清算において、三重県は 3,057,000 千円を負担しているが、道路事業損失補填引当金の取崩金額をどのようにするかにより三重県の負担額が異なると考えられる。伊勢二見鳥羽有料道路事業が収支予測どおりに推移するならば、料金徴収期間満了時には道路事業損失補填引当金が余ると見込まれることから、今回の志摩開発有料道路第 2 期事業清算時に伊勢二見鳥羽有料道路事業の運営に支障が出ない範囲で道路事業損失補填引当金を取り崩して、さらに三重県の負担金を軽減する方法もあったと考える。

財団法人伊勢湾海洋スポーツセンターについては、現在の貸借対照表では、資金提供者の意思及びそれに従った資産運用状況を明確に反映していないと考えられるため、昭和 50 年開催の三重国体のヨット競技場の施設充実時における考え方に基づいて、現行の公益法人会計基準に沿って固定資産と正味財産の区分を整理する必要がある。また、津ヨットハーバー施設内は、三重県所有地及び所有物、国有地（管理者は県）、財団所有物が混在しており、財団以外の団体が、財団所有物を使用せずに指定管理業務を行うことは著しく非効率なこと

から非公募とせざるを得ず、指定管理者制度導入自体がもともと適切であったか疑問の残るところである。県は、次回以降の指定管理者制度適用の適否について検討する必要がある。

分類		社会福祉法人三重県 厚生事業団	財団法人三重こども わかもの育成財団	財団法人三重県環境 保全事業団	
県との 事務に関する 指摘	補助金・負担金	(1) 県からの負担金の 目的外使用の計画			
	委託料				
	貸付金			(9) (仮称) 新小山最 終処分場の計画地に 係る賃借料支払い	
	出資金・出捐金				
	債務負担行為				
団体固有の 事務に関する 指摘	財務事務	(2) 予定価格の未作成 (3) 契約書あるいは請 書の未作成 (4) 随意契約の理由の 記載 (6) 追加工事理由	(1) 現金管理 (2) 伝票発行 (3) 利用料金収入の修 正後の誤転記 (5) 実地棚卸の実施	(7) 契約保証金の徴収 (8) 滞留未収金の請求 方法	
	管理運営状況	(5) 契約更新時の稟議	(6) 基本財産・運用財 産の預金の共有 (7) 有形固定資産の管 理 (9) 児童青少年事業会 計	(1) 借入限度額の承認 手続 (3) 小山最終処分場の 埋立管理費等 (5) 小山最終処分場の 買取代金 (6) 指名審査会	
	会計基準 の適用	財務諸表の表示・注記事 項		(8) 内部取引の消去及 び科目表示	(2) 借入金にかかる担 保提供 (4) 長期未払費用
		正味財産の区分			
		基本財産・特定資産		(6) 基本財産・運用財 産の預金の運用	
		補助金等の処理			
		資産・負債評価		(4) 棚卸資産計上の妥 当性・評価	

分類		財団法人三重県農林 水産支援センター	財団法人三重北勢地 域地場産業振興セン ター	三重県信用保証協会	
県との事務に関する指摘	補助金・負担金				
	委託料				
	貸付金	(9) 三重県からの借入金			
	出資金・出捐金				
	債務負担行為				
団体固有の事務に関する指摘	財務事務		(2) 商品棚卸 (6) 掛売りの売上計上時期 (7) 売上に係る振替伝票の適時起票 (8) 領収書形式の統一	(3) 使用済み領収書の管理	
	管理運営状況	(1) 長期保有土地の処分計画と実績 (8) 真珠災害資金事業	(1) 財団法人三重県産業支援センターの賃料 (3) 破損や盗難があった場合の損失負担 (5) 盗難に対処する為の売場配置	(1) 特別審査会における議事録の未作成 (2) 保証承諾の決裁者 (4) 信用保証料の過収及び未収 (5) 保証料率決定における不健全資産の取扱い (6) 保証料率決定における会計専門家の利用	
	会計基準の適用	財務諸表の表示・注記事項	(6) 内部取引高等の相殺消去 (7) 補助金等に係る注記		
		正味財産の区分			
		基本財産・特定資産			
		補助金等の処理			
	資産・負債評価	(2) 用地の会計処理 (3) 退職給付引当金の会計処理 (4) 貸倒引当金の会計処理 (5) 賞与引当金の会計処理	(4) 商品勘定計上		

分類		三重県漁業信用基金協会	三重県土地開発公社	
県との事務に関する指摘	補助金・負担金			
	委託料			
	貸付金			
	出資金・出捐金			
	債務負担行為			
団体固有の事務に関する指摘	財務事務			
	管理運営状況	(1) 求償権償却基準の運用 (2) 償却後求償権の取扱い (3) 長期延滞債権の扱い (4) 人的担保 (5) 漁協に対する保証承諾	(1) 明星工業団地予定用地 (2) ニューファクトリーひさい工業団地 (3) 第二名神自動車道用地	
	会計基準の適用	財務諸表の表示・注記事項		
		正味財産の区分		
		基本財産・特定資産		
		補助金等の処理		
資産・負債評価			(4) 減損損失 (5) 賞与引当金	

分類		三重県道路公社	財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	
県との事務に関する指摘	補助金・負担金	(1) 志摩開発有料道路第2期事業の清算		
	委託料		(11) 指定管理者制度の適否 (12) 不法占用	
	貸付金			
	出資金・出捐金			
	債務負担行為			
団体固有の事務に関する指摘	財務事務	(2) 投資有価証券の担保差入	(6) 県証紙の支出手続 (8) 回数券の様式 (9) 中期利付け国債の残高証明書未入手	
	管理運営状況	(3) 業務委託	(7) 料金の決定根拠	
	会計基準の適用	財務諸表の表示・注記事項		
		正味財産の区分		(1) 固定資産と正味財産の区分
		基本財産・特定資産		(2) 特定資産の運用
		補助金等の処理		
		資産・負債評価	(4) 有形固定資産の減価償却	(3) 退職給与引当金の引当不足 (4) 寄付済みの財産 (5) 現物寄付を受けた固定資産の簿外処理 (10) 固費判定

県との事務に関する指摘（補助金・負担金）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(1) 県からの負担金の目的外使用の計画</p> <p>県はいなば園を事業団に移譲する際、いなば園の自立経営基盤を整備するための負担金約15億円を平成18年度から平成20年度までの3年間に分割して事業団に支払う協定を締結している。協定書第4条において、事業団は、負担金をいなば園の運営以外の目的に使用してはならず、使用する場合は県と協議することと規定されている。</p> <p>一方、平成18年3月に作成された事業団の中期経営計画によると、平成18年度から平成22年度まで毎年、身体障害者総合福祉センターの収入不足分をいなば園からの繰入金収入で補填し、それに連動して発生したいなば園自体の収入不足分を、県からの経営基盤負担金収入で賄おうとする計画となっている。これは明らかに協定書第4条に定める目的外使用の禁止に抵触するため、中期経営計画の見直しが必要である。【結果】</p>	(社福) 三重県厚生事業団
2	<p>(1) 志摩開発有料道路第2期事業の清算</p> <p>志摩開発有料道路第2期事業の清算において、三重県は3,057,000千円を負担しているが、伊勢二見鳥羽有料道路事業が収支予測どおりに推移するならば、料金徴収期間満了時には道路事業損失補填引当金が余ると見込まれることから、今回の志摩開発有料道路第2期事業清算時に有料道路事業の運営に支障が出ない範囲で道路事業損失補填引当金を取り崩して、さらに三重県の負担金を軽減する方法もあったと考える。【意見】</p>	三重県道路公社
県との事務に関する指摘（委託料）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(1 1) 指定管理者制度適用の適否</p> <p>県は、三重県津ヨットハーバーについて、平成18年度から平成20年度の3年間の指定管理者として同財団を指定している。</p> <p>これについては、津ヨットハーバー施設内は、三重県所有地及び所有物、国有地（管理者は県）、財団所有物が混在しており、これらを分けて別の第三者による施設管理を実施した場合には、かえって効率性を害することになるとの趣旨で決定されたものではあるが、財団以外の団体が、財団所有物を使用せずに指定管理業務を行うことは著しく非効率なことから非公募とせざるを得ず、指定管理者制度導入自体がもともと適切であったか疑問が残るところである。県は、次回以降の指定管理者制度適用の適否について検討する必要がある。【結果】</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター
2	<p>(1 2) 不法占用</p> <p>平成18年度末現在において、野積場の不法占用の状態になっているものが9件で未収相当額合計1,817千円ある。この不法占用にかかる是正措置として、財団及び県との協議のなかで、指定管理者制度導入時において財団と県との分担を定めただうえで、財団は港湾施設管理条例に基づき処理を行っている。</p> <p>野積場自体は県の公有財産であることから、占有者は自らの申請により使用料を納付した上で使用許可に基づき使用するものであるが、占有者からの申請及び使用料の納付がない場合、公有財産の不法占用になるとともに、使用料を正しく支払っている占有者との不公平感否めない。県は利用料の回収督促以外にも強制撤去等、実施可能な施策を図る必要がある。【意見】</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター

県との事務に関する指摘（貸付金）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(9) (仮称)新小山最終処分場の計画地に係る賃借料支払い (仮称)新小山最終処分場の計画地については地権者と平成11年から平成23年まで土地賃貸借契約を締結しており毎年29,000千円の賃借料を支払っている。また、これに関連して民間銀行から630,000千円、三重県からは81,638千円の借入を行っている。</p> <p>最終処分用地の確保については非常に困難な交渉が求められるため、適切な場所が見つければ、その後、事業開始までの賃借料を支払ってまでも、その用地を確保する必要があることは理解できる。しかしながら、今回の場合、土地の賃貸借契約ではなく最初から売買契約を締結し事業団の用地としたほうが、数年間の賃借料を支払わずにすむことになったのではないかと考えられる。【意見】</p>	(財)三重県環境保全事業団
2	<p>(9) 三重県からの借入金（就農資金貸付特別会計及び林業就業促進資金特別会計） 財団が行う就農支援資金貸付け及び林業就業促進資金貸付けに係る資金については、すべて三重県からの無利息借入金により調達されている。</p> <p>しかし、実際には、就農資金借入金の52.0%、林業就業促進資金借入金の23.5%しか貸付けにあてられておらず、本来農業者や林業就職者等に対する貸付金にあてられるはずの借入金の多く（就農資金借入金の48.0%、林業就業促進資金借入金の76.5%）が実際には貸出しにあてられず、余剰資金として財団の普通預金に預けられており、不測の事態にある程度は備えられなければならないものの、就農資金貸付特別会計及び林業資金貸付特別会計の余剰金はいずれも過大であると考えられる。</p> <p>財団において借入れの趣旨に従い活用されていない余剰資金については、三重県において資金の有効利用が図られるべきであり、三重県においては、過大な余剰資金については早期繰上償還を求められるような約定で貸付けを行うべきである。【意見】</p>	(財)三重県農林水産支援センター
団体固有の事務に関する指摘（財務事務）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(2) 予定価格の未作成 予定価格は、契約担当者（理事長又はその委任を受けた者）が作成し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約を問わず、原則として全ての契約において必要である。しかしながら監査対象として選んだ20契約のうち12契約については予定価格を定めていない。契約締結に当たっては、財務規程に従い、公正かつ適正、効率的な執行を行う必要がある。【結果】</p>	(社福)三重県厚生事業団
2	<p>(3) 契約書あるいは請書の未作成 契約事務は、厳正かつ公平に行われ公の利益を確保することが要請されるものであるため、契約の内容を明確にし、後日問題が起らないよう原則として契約書を作成しなければならない。財務規程によると、契約金額が100万円を超える場合は契約書の作成が必要であり、100万円を超えない場合であっても請書その他これに準ずる書面を徴しなければならない。しかしながら監査対象として選んだ20契約のうち9契約については契約書あるいは請書を作成していない。公正かつ適正、効率的な執行を行うためにも契約書等の作成は必要である。【結果】</p>	(社福)三重県厚生事業団

3	<p>(4) 随意契約の理由の記載</p> <p>随意契約は合理的な理由により競争入札に付することが適当でないと思われ、認められる場合においてその方法によることができる。合理的な理由の例は財務規程に規定されており、どの例に該当するのかの判断が非常に重要になってくる。しかしながら、伺い書には財務規程第59条に定められているどの理由に該当すると判断したのかが明確に示されていないものがある。</p> <p>伺い書に書かれているこれらの理由は、財務規程に定められている随意契約が認められるどの理由にも該当しないと考えられる。金額が100万円を超えない場合に当たるとも思われるが、予定価格を作成していない場合には100万円を超えるか否か判断できない。また、いなば園の合併処理槽維持管理業務委託の理由については、間違っており、随意契約が認められる理由としては乏しいと考えられる。【結果】</p>	<p>(社福) 三重県厚生事業団</p>
4	<p>(6) 追加工事理由</p> <p>いなば園空調等整備工事 95,420千円については、平成18年12月に指名競争入札により締結された87,570千円の契約と、平成19年3月に再度指名競争入札により締結された7,850千円の契約が合算されたものである。追加工事を変更工事とせず再度指名競争入札に回ったことは評価できるが、追加工事が必要になった「受変電設備が脆弱であり、増設改修が必要である」との理由について、なぜ、当初の見積もり時点で判明しなかったのか疑問である。もし、当初の見積もり時点で判明しておれば、補正予算を組む必要も指名競争入札をする必要もなかったと考えられる。【意見】</p>	<p>(社福) 三重県厚生事業団</p>
5	<p>(1) 現金管理</p> <p>総勘定元帳の通査を行ったところ、収益事業会計の現金勘定及び管理運営会計の小口現金勘定につき、平成19年3月31日付において、現金過不足が47,663円及び7,337円発生しており、その原因が知りえないためその全額を事業費及び管理費支出の内訳である雑費として計上していた。</p> <p>その発生原因は、收受金のみを仕訳入力し、手持現金の実査と帳簿との照合を年に期末の1回しか行っていないためであると考えられる。</p> <p>手持現金と帳簿上の現金の差異を早期に認識し解決させるためにも、保有現金のカウントは毎期末1回のみ行うのではなく、定期的に、可能であれば一日1回行うのが理想であると考えられる。また、現金実査の際には金種表の作成を行った上で帳簿と照合すべきである。【結果】</p>	<p>(財) 三重子どもわかもの育成財団</p>
6	<p>(2) 伝票発行</p> <p>三重県立みえこどもの城館内の一部の施設につき、利用料を収受し、その集計を日々行っており、一日の利用料収入を施設ごとで算出し日計表にまとめた後、日計表から日ごとの業務日誌に転記を行い、事務局長までの承認を受ける。</p> <p>しかし、業務日誌から直接総勘定元帳への転記を行っているのみであり、仕訳伝票を紙ベースで発行保存していなかった(総勘定元帳上の伝票番号は、入力を行った順番になるだけである。)。仮に総勘定元帳から不備な項目を見つけ、証拠書類と照合を行おうとする場合、この記帳方法では、後の検証作業が困難となるといえる。</p> <p>解決策としては、伝票番号で証拠書類と総勘定元帳を関連づけるように設定しておくのが望ましいと考えられる。なお、支払に関する</p>	<p>(財) 三重子どもわかもの育成財団</p>

	<p>る証拠書類についても同様であり、仕訳No.との照合を図ることができるようにするのがよいと考えられる。【意見】</p>	
7	<p>(3) 利用料金収入の修正後の誤転記</p> <p>日計表の通査を行ったところ、平成18年7月2日の利用料金収入につき、日計表に記録ミスがあったため、日計表には修正が加えられていたが、その修正が当該日付の総括表には反映されていなかった。</p> <p>一年を通した累計額でみれば正しい金額となりうるが、日ごとの総括表単位でみると正確な収受金額を示すことはできない。事後的な管理に役立たせるために、修正過程を明示することが有用であると考えられる。修正事項が発生した場合には、当該事項に係る日付の総括表をもって修正を行うべきである。</p> <p>また、日計表の修正箇所について、修正すべき金額に訂正線（二重線）を引いて正しい金額を記載しているのみであった。責任の所在を明確にするために、訂正線とともにその訂正を行った者の印を求めるなどの対策を行うべきであると考えられる。【意見】</p>	(財)三重こどもわかもの育成財団
8	<p>(5) 実地棚卸の実施</p> <p>ショップの在庫の実地棚卸は毎月実施されている。ただし、一部の商品については、実地棚卸時に現物が発見されなかったため、現物の数量チェックを行わないまま、数年間にわたり帳簿上の数量を実地在庫数量として計上している。</p> <p>具体的には、「漫画アート」について、実地棚卸時に現物が発見されなかったため、数年間にわたり現物の数量チェックが行われないうまま、帳簿上の数量が実地在庫数量として計上されていた。</p> <p>実地棚卸の際に、リスト上在庫があるにも関わらず現物がない場合、その分析を行ったうえで、実際有高をもって計上し、帳簿上数量との差額は、正味財産増減計算書上、棚卸減耗費等の科目をもって計上するべきである。</p> <p>また、実地棚卸実施時に行方不明品が出ることがないように、物品と保管場所を結びつけるようなリストを作成するなどして、商品管理を徹底させるべきであるといえる。【結果】</p>	(財)三重こどもわかもの育成財団
9	<p>(7) 契約保証金の徴収</p> <p>業務委託契約を締結した業者のなかに、契約保証金を徴収している業者と徴収していない業者とが存在している。</p> <p>事業団は県の外郭団体であるから、契約は三重県会計規則の規定を参考にすべきであり、契約保証金を徴収するのしないのかという基準が不明確であることは適切でないと考えられる。また、事業団においては他の団体よりも契約金額が相対的に多額であるという事情があるので、よりその影響は大きなものとなる。</p> <p>そもそも契約保証金は、これを納付させることによって、契約相手方の契約上の義務の完全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、事業団の被る損害の補填を容易にしようとするものであるから、契約保証金を要するかどうかについては、県の建設工事等と同様に明確な根拠に基づいて決定する必要がある。【結果】</p>	(財)三重県環境保全事業団
10	<p>(8) 滞留未収金の請求方法</p> <p>事業団においては滞留未収金に対して回収に努めており、毎月未収額全額の請求書を発行して回収を行っているが、先方の支払い能力等の事情により一度に全額の支払いを受けることができず、隔月で一部入金されるケースがある。もし、分割支払いを認めるのであ</p>	(財)三重県環境保全事業団

	<p>れば、正式に分割契約書あるいは覚書を締結し、契約どおりに支払いを受けるべきである。</p> <p>分割契約書を締結することにより、相手の支払い能力を評価することが可能になるとともに、滞留未収金の回収可能性が客観的に判断されるメリットも生じることになると考えられる。</p> <p>なお、大部分が100万円未満の少額であり、回収の強化が必要である。また、一部の相手先については、本来請求権が発生していないにもかかわらず、誤って売上計上を行っていたので平成18年度決算で売上の取消を行っているが、取消処理は売上計上年度内に行う必要がある。【結果】</p>	
11	<p>(2) 商品棚卸</p> <p>買取商品については、破損や盗難の管理を含めて、年2回棚卸をしているとのことであり、棚卸一覧表を実際に閲覧したところ、棚卸数がマイナスとなっているもの等が見受けられ、棚卸は実施しているものの適切な棚卸手続が実施されていないものが一部見受けられた。その主な内容としては、特別割引品、しめ縄、金山物産展への出品物であるが、特に長期間マイナスとなっているものとして、しめ縄があり、平成17年12月以前からマイナスとなっているものである。</p> <p>帳簿在庫数がマイナスとなっている理由として、入庫した時点においてシステムに適時に入力となされていないことが挙げられるが、これは入庫した際の処理手続がシステム導入間もないこともありマニュアル化されていなかったことによるものである。今後は、入庫した際の処理手続をマニュアル化すると共に、入庫した時点においてシステムに適時に入力し、適切な在庫管理に努めるべきである。</p> <p>なお、手数料収入で計上される委託販売については、棚卸表を作成して委託業者に送り、それを委託業者が把握しているあるべき在庫と突き合わせるか、あるいは委託業者自らが棚卸を行い、商品管理に努める必要がある。【結果】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
12	<p>(6) 掛売りの売上計上時期</p> <p>官公庁等に対して掛売りがあるが、掛売りのほとんどが委託商品のため入金時に売上計上している。また、販売先への納品時において、一部の物品受領書に受領者の証票を得ていないものがあつた。</p> <p>売上計上時期は財又は役務の提供があつた時点でなされる必要があるため、入金時に売上計上するのではなく、商品を納品した時点で売上計上し、商品在庫から減じる必要がある。また、販売先への納品の事実の根拠を明確にするため、全ての物品受領書に受領者の印鑑やサインを得る必要がある。【結果】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
13	<p>(7) 売上にかかる振替伝票の適時起票</p> <p>金山総合駅イベント広場で行われた三重県北勢地域の地場産品フェアに関して、平成18年5月8日から9日までの売上金341千円が平成18年5月18日に、平成18年11月2日から3日までの売上金560千円が平成18年11月13日に振替伝票が起票されていた。</p> <p>売上の事実を的確に把握するため、振替伝票は速やかに起票する必要がある。【結果】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
14	<p>(8) 領収証の形式の統一</p> <p>現在使用している領収証は形式が統一されておらず、連番も振られていない。</p> <p>不正等を予防するためにも領収書の形式を統一し、領収証発行時</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター

	<p>においては連番を振り発行管理に努める必要がある。【結果】</p>	
15	<p>(3) 使用済み領収書の管理 代位弁済後の求償権回収にあたり、管理課の担当者が求償権債務者等から直接現金等を回収する場合がある。その場合、回収時に団体専用領収書を作成し発行することになっているが、使用済み領収書を通査したところ書き損じの領収書や白紙の領収書があるものの無効処理がなされておらず、再度使用可能なものが散見された。 使用済み領収書について一部に使用可能な状態のものがある場合には、団体にとって正規でない領収書が発行され不適正使用が行われる可能性があり、また回収が団体の収支に反映されないことになる危険性もあることから、書き損じ等の領収書については、再度使用ができないように完全に無効処理を実施する必要がある。【結果】</p>	三重県信用保証協会
16	<p>(2) 投資有価証券の担保差入 公社は、保有する投資有価証券を担保とした当座借越契約をA銀行、B銀行及びC銀行と締結している。 このうち、B銀行及びC銀行からは、担保差入時に担保預り証を受領していたが、A銀行からは、担保預り証を受領していなかった。年度末においては、残高証明書を各銀行から入手することにより残高を確認していたが担保差入時には担保預り証を必ず受領することを徹底すべきである。 また、重要な資産を担保として提供しているにもかかわらず、いずれの場合も理事会への報告がなされていなかった。担保差入時には必ず理事会に報告すべきである。さらに、財務諸表において、担保に供している資産の注記がされていなかった。企業会計原則には、債務の担保に供している資産は貸借対照表に注記しなければならない、とあることから、担保に供している資産を貸借対照表に注記すべきである。【結果】</p>	三重県道路公社
17	<p>(6) 県証紙の支出手続 野積場の使用料については、野積場占有者本人自らが三重県港湾施設管理条例により三重県証紙を申請書に添付して納付することになっているが、現在、本人から財団への納付後に財団事務局側が日単位で県証紙を購入した上で、証紙を添付し納付している形式を取っている。その県証紙購入の為の支出の際において、支出何を起票しておらず、振替伝票のみで処理している。 振替伝票は仕訳を起票するためのものであり、それ自体は現金支出の承認を行うものではないため、支出承認が曖昧になってしまう。また、証紙の支出額自体も財団の規模からは多額と考えられる。 従来は支出何を取っていたが、簡略化のために上記の扱いに変更している状況にあるが、少なくとも振替伝票に支出に関する伺文を記載する等、支出行為に関する承認を明確にすべきである。【結果】</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター
18	<p>(8) 回数券の様式 利用者は、クレーンについて専用使用艇及びその他の艇の区分ごとに5回分の料金代により6回分の回数使用券を購入できる事となっている。利用時には、回数使用券を切り取ることにより、利用料金の支払に充当できることになっている。 この利用券については、県条例により標準仕様が定められており、現状においては最上段部分に発券連番が附されているものの5</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター

	<p>回分の切り取り部分については、番号が附されていない状況にある。</p> <p>販売時に購入者を特定しておらず、また使用券の所有者は誰でも使用できることから連番欄部分に販売時に消印を押す等、使用券自体が回収時に正式な発券であることがわかるようにすべきである。</p> <p>【意見】</p>	
19	<p>(9) 中期利付け国債の残高証明書未入手</p> <p>平成18年度末の財団の財産のうち、中期利付国債5年もの30,000千円について、残高証明書を入手していなかった。財団の財産を年度末ごとに確定する為、また、その実在性を検証する観点から残高証明書を年度末ごとに入手する必要がある。【結果】</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター
団体固有の事務に関する指摘(管理運営状況)		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(5) 契約更新時の稟議</p> <p>いなば園及び身体障害者総合福祉センターの給食業務委託については契約書において業務の委託期間が平成17年4月1日から平成18年3月31日までとされ、有効期間満了の2ヶ月前までに別段の意思表示がない時は2年を限度に自動的に更新される旨決められている。</p> <p>当然、最初の契約時には伺い書に決裁されているが、1年後の更新時には同様の決裁は行われていない。契約書上、2年を限度として自動更新される旨が定められているが、事業団としては、平成18年4月1日の更新の際にその業者で継続していいののかのどうかの再度の決裁をとることが必要である。【意見】</p>	(社福)三重県厚生事業団
2	<p>(6) 基本財産・運用財産の預金の共有</p> <p>財団の各会計の預金額は、それぞれの預金利用に応じて調整・配分を行っており、各会計間においても一口座あたりの預金の共有を行っている。その結果、平成19年3月31日時点での児童・青少年会計(一般会計)については普通預金残高がマイナス計上されている。</p> <p>各会計間で預金口座を共有することで、各会計が実際に保有する預金額の把握が困難となる。各会計で預金口座を区分することが望ましいといえる。</p> <p>なお、当座預金については、過去において振込等の支払手段として振出し利用していたとのことであるが、一覧払いの性質のもので多額な振出額が記載されることによるリスクもあり、その要否を検討する必要がある。【結果】</p>	(財)三重こどもわかもの育成財団
3	<p>(7) 有形固定資産の管理</p> <p>三重県立みえこどもの城館内に存在する固定資産は、財団保有の資産と、三重県から貸付を受けている資産がある。財団の固定資産台帳のうち、PC管理台帳をもとに、PCの実在性を確かめるために実査を行ったところ、PC管理台帳には記載されているものの、実際には除却を行っており、現物が館内に存在していないものがあった。また、実査時にすでに起動しないPCが倉庫内に保管されており、除却処理を行わずにそのまま保管されているPCも存在している。</p> <p>これは、財団所有の固定資産台帳には、固定資産の種類、取得価額、帳簿上の価額等は記載されているが、その物品がどの場所に保管されているか、また、その後の移動や除却されたか否かについての記録が残されていないためであると考えられる。固定資産はその</p>	(財)三重こどもわかもの育成財団

	<p>実在性等を確かめるため、毎期定期的に固定資産の設置場所や当該固定資産が使用可能か否かをチェックする必要がある。</p> <p>なお、三重県から貸出を受けている財産は、受託者としてその管理は徹底をするべきであり、財団保有の自己財産についても、設置されている場所を記録することは管理上有用であると考えられる。</p> <p>また、固定資産の計上基準が規定されていないため、資産管理が不十分である。固定資産台帳を通査したところ、取得価額2,400円の資産についても固定資産として計上されていた。固定資産としてではなくその期の費用とすべき場合もあり、すべてを固定資産として計上することで、事務処理が煩雑となってしまうおそれがある。また、固定資産とするかその期の費用とするかを基準なく振り分けるとすると、その選択について恣意性が入り込む余地が生ずることとなり、管理上問題があるため、県の物品会計を参考にして、固定資産の計上基準を設けるべきである。【結果】</p>	
4	<p>(9) 児童青少年事業会計</p> <p>児童青少年事業会計については、前身である社団法人三重県青少年育成県民会議から継承した事業と資産を区別するためのものであるが、同会計において運用財産取崩収入が毎期約10,000千円程度計上されており、このまま推移すれば継承時からの運用財産である有価証券等が約10年程度で消滅する状況にある。</p> <p>取崩部分は当初設立時の民間募金相当であり、財団への受入時に運用財産として事業に使用して還元していくことが了解されているとのことではあるものの、運用財産の消滅時における青少年育成事業のあり方及びその財源について検討する必要がある。【意見】</p>	(財) 三重子どもわかもの育成財団
5	<p>(1) 借入限度額の承認手続</p> <p>借入金については財務規程において、理事長が毎年度、借入金の最高限度額について、理事会の承認を得なければならない旨が規定されている。しかしながら、環境保全事業団においては借入限度額についての理事会の承認がなされていない。</p> <p>借入金は将来のキャッシュ・フローを返済原資としているため、キャッシュ・フロー計画に沿って年間の借入限度額を設定する必要がある。将来キャッシュ・フローを無視した無制限な借入を認めると、返済不能な状態に陥る危険性が高くなり、それを避けるために理事会の承認事項としたものである。</p> <p>事業団の将来キャッシュ・フローからは一体いくらまで借入が可能なのか。絶えずそのことを吟味しながら、年間の借入限度額を決定し単独の議案として理事会の承認を得る必要がある。【結果】</p>	(財) 三重県環境保全事業団
6	<p>(3) 小山最終処分場の埋立管理費等(長期未払費用の見直し)</p> <p>事業に必要な埋立管理費及びそれに関連する委託費を見積もって長期未払費用に計上しているが、その見積もりは10年に一度実施されており毎年実施されていない。最近では平成10年度に見積もりが実施されており、次回の見直しは平成20年度とのことである。確かに、見直作業には経費がかかるものの小山最終処分場において最も重要な経費の見積もりが10年に一度でいいとは言えない。</p> <p>将来発生が予想される埋立管理費及びそれに関連する委託費の見積もりは毎年実行すべきである。毎年資金を投じて再見積しなければならないということではなく、たとえ前年の算定金額とまったく変わらない結果が予想されるとしても、その金額でよいか否かの吟味あるいは判断は毎年実施すべきである。【結果】</p>	(財) 三重県環境保全事業団

7	<p>(5) 小山最終処分場の買取代金</p> <p>小山最終処分場にかかる将来の経費支出に関しては、埋立管理費や委託費の発生を予想しているが、処分場の買取代金は含まれていない。確かに、当該処分場は賃貸借契約であり、賃借期間終了後に地主から土地を買い取ることは契約書には明記されていない。また、たとえ買い取ったとしても土地は資産として計上され経費にはならない。したがって、将来の支出額に含めないことも妥当と考えられるが、最終的に買取が行われることが決定し、その後土地の価値が購入価額から大幅に下がった場合には、発生を見込んでいなかった経費が突然発生したのと同様の事態となる。</p> <p>法的形式にとらわれず実質的な判断を行った結果、将来経費が発生することが合理的に予想されるならば、買取代金も将来支出経費に含めるべきである。【結果】</p>	<p>(財) 三重県 環境保全事業 団</p>
8	<p>(6) 指名審査会</p> <p>建設工事等に係る指名競争入札及び随意契約に参加するものの指名については指名審査会において協議され、協議結果については指名業者協議結果書によって主管事業課担当者に通知されるが、協議状況について記録としての書類の不備があった。</p> <p>審査会は、指名競争入札参加者の選定及び随意契約の場合の相手方の選定について、厳正かつ公平に指名することが求められている以上、協議結果に至った過程や出席者を記録として残し、公平性や透明性を確保する必要がある。【結果】</p>	<p>(財) 三重県 環境保全事業 団</p>
9	<p>(1) 長期保有農地の処分計画と実績について(強化基金特別会計)</p> <p>財団は、平成17年度から平成21年度までの5カ年の中期計画を策定しているが、保有農地の処分計画では、長期保有農地(35.7ha)について、平成17年度から平成21年度の5年間で処分することとされており、売渡基準価格と早期処分価格という2つの価格を定めていた。</p> <p>長期保有農地の実際の売渡価格は、取得価額が基準とされるのではなく、売却時にあらためて売渡基準価格を算定し、これを基準として、買受希望者との間での価格交渉を経て、常勤役員の決裁により、決められている。農地保有合理化事業実施規程の11条1項の売渡価格の原則は、農用地の取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額であるが、長期保有農地については、この原則どおりの売却は極めて困難な状況にあるといえる。</p> <p>農地保有合理化事業実施規程第11条第1項の売渡価格についての条文には、例外的な売渡価格とするための要件、例外に該当する場合の売渡価格、例外的な売渡価格とする場合にとるべき財団内部の手続について何ら規定されていないが、長期保有農地の処分は、財団にとって重要な課題であるうえ、平成18年度においては、農地の売渡収入全体のうちに長期保有農地の売渡収入が占める割合は39.2%にもものぼるので、これらについて農地保有合理化事業実施規程において定める必要がある。</p> <p>また、農用地買入資金は、農地保有合理化事業における農地の買入資金のための借入であるから、農地売渡収益により返済されるべきものであるが、平成18年度末における農用地買入資金借入金残高456,359千円のうち148,000千円については財団の定期預金を担保に供しているため、実質的な借入金残高は308,359千円である。この金額であれば、売渡しの目処の立っている農地361,513千円を</p>	<p>(財) 三重県 農林水産支援 センター</p>

	売却すれば返済が可能と考えられるので、長期保有農地の例外的な価格については、財団の農地保有合理化事業の目的である農業経営の規模拡大・農地の集団化の促進に照らして、売渡基準価格が基礎とされなければならないものとする。【結果】	
10	<p>(8) 真珠災害資金事業</p> <p>真珠災害資金事業について財団が受ける補助金について、三重県からの補助金については真珠養殖業特別災害資金融通事業補助金交付要綱に規定されているが、他方で、財団が支払う基金については、財団と真珠養殖漁業協同組合等との間で締結される基金交付契約書に規定されている。</p> <p>真珠災害資金事業では当初貸倒見込率 10%を超える貸倒れは生じなかったことから、実際に財団が今後受領した補助金を超えて基金を交付することは今後も生じないものと考えられる。</p> <p>しかし、上記の補助金交付要綱及び基金交付契約書の条項の文言を読めば、もし仮に 10%を超えて貸倒れが生じた場合には、財団の負担となったと読むのが素直であるとする。</p> <p>したがって、もし仮に 10%を超えて貸倒れが生じた場合にも、財団の負担がないのだとすれば、今後同様の事業が行われる場合には、当該予定貸倒見込率を超えて貸倒が生じた場合の負担について、協定書等の書面で明確にしておくべきである。【意見】</p>	(財) 三重県農林水産支援センター
11	<p>(1) 財団法人三重県産業支援センターの賃料</p> <p>財団法人三重県産業支援センター、四日市商工会議所とも規準使用料を下回る賃料設定であり、特に財団法人三重県産業支援センターについては、その乖離率が高くなっている。</p> <p>この理由は、第 2 次産業の集積地である北勢地域振興のための拠点づくりが必要であった財団法人三重県産業支援センターと、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターにおいても産業振興の拠点施設として、より公共性を高めるべく関連機関の集積と連携をさらに図っていく必要もあり、両者の施策上の方向性が一致し、共益費相当額での契約が妥当とされたためである。</p> <p>しかし一方で、財団法人三重県産業支援センターは、他の入居者と同じく一固有の団体であり、賃料設定における公平性・透明性や、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターの独立採算による自立化の推進も必要であることから、今後は、規準に沿った賃料設定とすることが望ましい。【意見】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
12	<p>(3) 破損や盗難があった場合の損失負担</p> <p>委託販売の場合、原則として、商品の在庫責任は委託業者にある。しかし、三重北勢地域地場産業振興センターにおいては、高額な商品（萬古焼等）の破損や盗難があった場合、委託商品でも応分の損失負担をすることがあった。これらの場合の負担区分について明確に取り決めておく必要がある。</p> <p>現在、商品の破損があった場合には日報に記載しているが、破損伝票等はなく今後は作成していく必要がある。盗難による損失は、その時点では分からないため日報に記載する必要はないが、商品棚卸を実施した時点でその事実を確認し、破損伝票等を作成する必要がある。ただし、盗難の場合は、警察へ盗難届けを出して保険請求を行うが、保険には免責がないため三重北勢地域地場産業振興センターに実質的な損失負担はない。【結果】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
13	<p>(5) 盗難に対処するための売場配置</p> <p>2 年程前に 1 階名品館の売場配置を変えているが、展示が主で販</p>	(財) 三重北勢地域地場産

	<p>売は従であるとの考えもあり、配置上買取商品について一部盗難が発生する可能性が高いと思われるスペースも見受けられ、実際盗難も発生している。しかし、近年では財団運営上自主財源の確保も重要なことで展示のみに主眼を置いているわけにもいかず、また、特に盗難は萬古焼という比較的高額なものが多いため、萬古焼を中心として商品管理が十分できるような売り場の配置を検討する必要がある。【意見】</p>	業振興センター
14	<p>(1) 特別審査会における議事録の未作成</p> <p>適正保証の推進を図りつつ、新たな経済施策による特別な保証制度にも的確に対応し、また直接融資として制度化された特定社債保証等、高度な保証判断を要する案件については、決裁規程第5条の保証承諾専決にかかわらず、特別審査会を開催し、協議の上取扱うものとされている。しかし、特別審査会の実施に関して、議事録の作成が行われておらず、どのような内容の審査が実施されどのように判断されたのか明確になっていない。</p> <p>高度な保証判断を要する案件に対しては、決裁規程の専決とは別に協議する必要があるとして特別審査会が設けられた趣旨からすると、議事録の作成がなされていないことは、審査の状況及び判断の過程が事後的に説明できないことから保証審査の事務が不十分とみなされてもやむを得ない。</p> <p>特別審査会に付議された案件については、網羅性の観点から受付番号を付した管理台帳を作成するとともに、具体的な案件の内容、審査会で出た意見、最終的な判断等を記載して議事録として残しておく必要がある。また、特別審査会で承認を受けた場合には、保証稟議書に特別審査会付議番号を記載しておくことも検討する必要がある。【結果】</p>	三重県信用保証協会
15	<p>(2) 保証承諾の決裁者</p> <p>保証承諾の決裁権限表によると、保証残高が同額であっても有担保無担保併用の場合と無担保の場合では決裁者が異なっているが、いくら有担保であってもその評価額が低い場合には、実質的に無担保であるのと変わらないケースも考えられる。したがって、単純に担保の有無で決裁権者を分けることは、決裁権限表がリスクを反映したものにならない恐れがあるのでないかと考えられるため、決裁権限表を見直す必要がある。</p> <p>また、保証残高が既往実績内にある場合、決裁者が1ランク下がることになっているが、過去に事故がないからといって将来も事故が発生しないとは言えず、協会としてのリスクは保証先の現状の財務状況と保証残高に基づくものであるから、既往実績内にあるということで決裁者を1ランク下げるとは危険であると考えられる。決裁時点のリスクに基づいて決裁者を決めるべきである。【意見】</p>	三重県信用保証協会
16	<p>(4) 信用保証料の過収及び未収</p> <p>平成18年4月1日から信用保証料率の弾力化の導入により、中小企業者の経営状況を考慮した信用保証料率が適用されているが、平成19年4月25日付けの団体ホームページにおいても記載のあるとおり、信用保証料率の算定において誤った事務処理があった。これにより、信用保証料の過収及び未収が発生し、過収分については信用保証料の一部を返還している。原因としては、リスク対応型保証料への変更時のシステム不具合の発生と保証料率の適用時の料率誤りであるが、システム修正時における手順書を設定した上で、システム修正までの報告体制を明確にすると同時に、人的な原因部分</p>	三重県信用保証協会

	<p>については保証料率の入力時の確認作業を再度実施する等のマニュアルによる事務処理の正確性を図ることが望まれる。【意見】</p>	
17	<p>(5) 保証料率決定における不健全資産の取扱い</p> <p>特定社債保証申込書類及び保証稟議書を通査したところ、保証先の財務分析資料で担当者が個別に不健全資産を把握しているにもかかわらず、それが保証料率決定に活用されていなかった。</p> <p>保証料率については、社団法人全国信用保証協会連合会が作成した「信用保証料率ガイドライン」に定められた基準料率に、個別の中小企業者の定性要因等を加味して決定される。基準料率は中小企業信用リスク情報データベース（CRD）に決算数値を入力することによって評点が自動計算され、その評点に基づいて決定される。</p> <p>信用保証協会は、全国統一のルールに従い、保証先から入手した決算数値を表面財務として基本的にはそのままCRDに入力して保証料率を決定している。また、CRDはそもそも、表面財務からデフォルト率を算出するプログラムであり、現状においては、表面財務で入力することが適切な処理といえる。しかし、中小企業に適切な経理処理を指導する観点から、審査の過程で重要な不健全資産を発見した場合は、それを反映することを検討すべきである。【意見】</p>	三重県信用保証協会
18	<p>(6) 保証料率決定における会計専門家の利用</p> <p>保証先の決算書が中小企業に関する会計基準に準拠しているか否かを確認する書類（チェック項目表）が公認会計士、税理士等の会計専門家から信用保証協会に提出されると保証料率は0.1%減額される。しかし、チェック項目表のすべての項目が該当していないにもかかわらず、保証料率が減額されているケースがあった。</p> <p>これは、平成18年5月、中小企業会計割引の取り扱いに伴い、全国統一のルールに従い割引かれたものであり信用保証協会は適切に処理をしているが、「中小企業の会計の質を向上させるため指針の普及を行う。」という目的に照らし合わせると、チェック項目表のすべての項目が該当していない場合には、保証料率が減額されないことも検討すべきである。</p> <p>ただ、この点に関しては、平成19年4月の改正により、最低でも1項目以上の会計処理がされていることが必要となり、また、信用保証協会は引続き確認項目の真偽を確認する義務はないものの、協会の判断において割引かないことも可能となった。【意見】</p>	三重県信用保証協会
19	<p>(1) 求償権償却基準の運用</p> <p>求償権償却基準では、求償権の回収実績がなくなってから3年を経過し、経済的再建の見込みがない場合には求償権を償却できているが、この基準に合致しているにもかかわらず未償却のものがある。</p> <p>代位弁済後の求償権に対しては当然に回収促進を図るべきものの、明らかに回収が困難なものに対しても一律に回収事務を行うことは、回収事務の効率性の観点からは望ましくない。</p> <p>求償権償却基準に合致するものは定期的に償却することを検討する必要がある。【結果】</p>	三重県漁業信用基金協会
20	<p>(2) 償却後求償権の取扱い</p> <p>求償権については、現在は求償権償却実施後であっても帳簿外で管理をしている。</p> <p>現在の法制度では求償権償却を実施した場合であっても漁業信用基金協会として債権放棄はできず、三重県漁業信用基金協会におい</p>	三重県漁業信用基金協会

	<p>ても簿外の求償権残高が管理されている状況にある。そして、それらの求償権残高の中には、償却後相当期間が経過しており、債務者たる会社が法的に消滅しているケースや債務者が死亡しているケース等が考えられる。</p> <p>県等の租税債権については、公法上の債権として5年間経過した場合には絶対時効が適用される等の手当てがあるのに対し、このように管理し得ない残高が残り続けることは、中小漁業融資保証制度が今後においても長期的に存続することを前提とした場合には、事務管理コストの増大につながるおそれがある。</p> <p>求償権償却後の管理及び整理方法について、管理事務停止基準どおりに規則的に行うためにサービサーの利用も検討する必要がある。【結果】</p>	
21	<p>(3) 長期延滞債権の扱い</p> <p>延滞が発生してから3年経過しているものについて関係書類を調査したところ、代位弁済に至っていないもので当初から1回も返済されていないものがあった。</p> <p>債務者への対応については、協会の職員数が少ないこともあり、融資実行先である金融機関が中心となって状況把握を行っている。このことから、協会独自の取組みが明確に行われず、回収管理が不十分となるおそれがある。また、このような保証承諾残高は、延滞発生後代位弁済に至る期間としての正常期間を大幅に超過しており、損失発生の可能性が高い。</p> <p>少なくとも1回目から返済が遅延している先に対しては、保証審査が十分に行われていたか疑問もあり、金融機関からの報告に関して当該事例の延滞理由やその解消方法の記載を徹底させる必要がある。【結果】</p>	三重県漁業信用基金協会
22	<p>(4) 人的担保</p> <p>漁業においては、融資金の回収原資として数年後の水揚げに依存しているケースがあるとともに、総じて不動産の物的担保価値が少ない状況にあることから、保証承諾実行に当たっては、担保保全として人的担保によるものが多く、中には10名以上の保証人を付けているものも見受けられる。</p> <p>このように保証人を多数付けることで担保保全は強化されることになるが、一方で代位弁済後の求償権を償却することとなった場合には、全ての保証人に対して償却基準を満たしているか判断しなければならず、三重県漁業信用基金協会の事務が煩雑になっていることも否定できない。最小限の人員で最大の効果を挙げるためにも人的担保のあり方について金融機関と議論する必要があると考えられる。【意見】</p>	三重県漁業信用基金協会
23	<p>(5) 漁協に対する保証承諾</p> <p>保証債務残高の上位債務者は漁業協同組合(以下、「漁協」という。)である。</p> <p>漁協は、漁業者の協同組織として、各種事業の実施から水産業の振興や漁業権の管理を中心とした資源や漁場の管理、水産業を核とする漁業地域の活性化の役割を期待されてきた。しかしながら、一部の漁協においては水産資源や漁業生産量の減少及び魚価の低迷等の問題に加え、現在の燃油価格の高騰等から漁業者の経営ひいては経済事業運営がますます悪化してきている。</p> <p>このような経済環境のなかで、三重県漁業信用基金協会においては、上記再編に関し、不良債権等の固定化資金の保証でなく、経済</p>	三重県漁業信用基金協会

	<p>事業資金(組合事業の販購買事業資金)に対し保証承諾を実施し、実質的に支援している。保証対象漁協及び経済事業資金は増加傾向にある。</p> <p>5 漁協の財務内容を分析すると、過去における信用事業による不良債権発生や漁業者等の従事者の減少の中で、固定化債権や経済事業未収金の毀損が発生しており、表面財務諸表上債務超過となっている漁協もある。また経営改善計画のもとで現在国からの整備資金融資や利子補給により存続している状況にあるものの、経済事業の縮小により平成 19 年度以降の返済財源が十分でないと判断される漁協も見受けられる。</p> <p>漁協自身では産地での新たな市場の開拓や共同出荷体制の構築、付加価値強化の直販体制の構築等さまざまな事業施策に取り組んでおり、経営改善が期待されるが、役員兼務の問題もあることから引き続き保証承諾実行時におけるコンプライアンスに留意することが求められる。【意見】</p>	
24	<p>(1) 明星工業団地予定用地</p> <p>明星工業団地予定用地(以下、予定用地という)は、三重県の中南勢総合開発構想により県住宅供給公社が昭和 46 年に企業従業員等の住宅用地として取得したが、その後構想が頓挫し、長期保有土地となっていた。三重県の要請により、昭和 63 年に工業団地開発を目的として土地開発公社に有償移管がなされ、平成 9 年度以降、県、地元市町、公社による「大仏山地域連絡協議会」及び、「大仏山地域検討委員会」等で土地の利活用について協議を重ねている。</p> <p>しかし、採算性及び、保安林、未買収地の混在、埋蔵文化財等の開発面から工業団地開発は困難な状況となっている。</p> <p>このような状況のなかで、要綱の改訂により当該予定用地が強制評価減の対象となったことをうけて鑑定評価がなされた。時価を算定した結果、時価が簿価を著しく下回り、平成 17 年度において強制評価減を実施している。</p> <p>また、予定用地が有償移管されたものの、住宅供給公社に対する借入金 1,250,769 千円(無利息、借入期間昭和 63 年 3 月 29 日から平成 22 年 3 月 26 日まで)は、当該予定用地が売却できずに長期保有状態となっていることから、当初の金額のまま現在も残っており、返済期限も同条件で過去 2 回延長されている。</p> <p>借入金が無利息であるのは、県の政策方針により住宅供給公社から土地開発公社へ当該予定用地を移管する際に、すでに長期保有状態であった当該予定用地の簿価を抑制し土地の有効活用を促進する為であるが、一般的に返済期限が延長された場合には、返済条件が以前よりも厳しくなるのが通例の取引である。因みに、貸し手である住宅供給公社においては、平成 17 年度の決算から、土地開発公社への貸付金に対して貸倒引当金を 996,419 千円設定している。</p> <p>当該予定用地が要綱の改訂により強制評価減の対象となり、実勢価格で評価されたのを機に、当該予定用地の今後の利活用については減損後の 256,927 千円をベースに議論すべきであり、また借入金の返済方法及び無利息の是非についても検討する必要があると考えられる。</p> <p>なお、平成 18 年度においては、時価評価がなされていないが、鑑定評価は一定の条件に基づいて実施されているため、評価に影響を与えるような事象又は状況の変化が生じた場合には鑑定評価額が変わる可能性がある。また、民間企業における販売用不動産等に対し</p>	三重県土地開発公社

	<p>て適用される会計基準である「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第 69 号）」において、時価評価の実施の頻度としては、「財務情報の適切な開示の必要性に鑑み、1 事業年度に最低 1 回は実施する必要がある」とされており、明星工業団地についても定期的な時価評価の実施が必要である。【結果】</p>	
25	<p>(2) ニューファクトリーひさい工業団地 ニューファクトリーひさい工業団地は、久居市（現在の津市）に開発面積 93.9ha（分譲面積 46.9ha、全 6 区画）、総事業費 170 億円、事業期間平成 6 年度から平成 12 年度までのプロジェクトとして三重県、久居市（現在の津市）及び三重県土地開発公社（以下、公社という）の三者協議により、平成 6 年 3 月に事業化の決定がなされた。公社は、用地の取得及び造成工事を、三重県及び津市は、分譲（企業誘致）活動を行う役割分担のもと事業を実施しており、平成 19 年 3 月末現在、3 区画 25.7ha が分譲済であり、残り 3 区画 21.2ha（簿価 3,011,658 千円）が未分譲となっている。また、公社は三重県に対して 2,300,000 千円の借入金残高がある。 公社は、未分譲地を売却するため、今後必要となる諸経費の増大に備えて、過年度の売却収益より発生した期間利益約 667 百万円を工業団地精算引当金として計上している。当該引当金の取扱い等については三者間で必ずしも文書等で明確になっていないことから、早期に明確にする必要がある。【意見】</p>	三重県土地開発公社
26	<p>(3) 第二名神自動車道用地 第二名神自動車道用地については、平成 9 年 7 月に都市計画道路第二名神自動車道（近畿自動車道名古屋神戸線）起業予定地に対し土地買収希望申出書が出され、日本道路公団が施行する近畿自動車道名古屋神戸線の起業地に充てるため、三重県土木部公共事業用地等先行取得資金貸付金による高速自動車国道事業用地等の先行取得として三重県土地開発公社が取得した。 高速自動車国道事業用地等の先行取得に関する基本協定書第 9 条には、三重県土地開発公社が取得した事業用地を日本道路公団が 3 年以内に再取得するものとし、三重県において調整を図る、とあるが、日本道路公団の地元設計協議等の遅れから再取得が平成 15 年度となる旨が平成 13 年 2 月に三重県から報告された。 平成 16 年 11 月に、日本道路公団が民営化による新会社設立が遅れていることにより、国土交通省による新会社への事業施行命令等も遅れており、当該土地の再取得期限について、再度平成 18 年度までの延期が三重県から報告された。 その後、平成 17 年 10 月に日本道路公団が民営化され新会社が発足し、平成 18 年 2 月に、第二名神自動車道を中日本高速道路株式会社において建設することが決定された。また、平成 18 年 3 月に、当該土地を含む四日市北 JCT から菰野 IC 間については平成 30 年度の完成と明示され、当該土地の再取得期限について再度平成 21 年度となる旨が平成 19 年 3 月に三重県から報告された。 平成 19 年 3 月の三重県からの報告によると、現在関係機関と設計協議を進めており、平成 19 年度は公団混乱箇所の地図訂正、平成 20 年度は用地測量を行い、平成 21 年度からは一部用地買収を進めていく予定となっているため、三重県土地開発公社は保有している土地の再取得について三重県及び中日本高速道路株式会社に要請する必要がある。【意見】</p>	三重県土地開発公社

27	<p>(3) 業務委託 A社への委託業務の範囲には現金の保管、金融機関への納入が含まれており、その過程において盗難等が発生するリスクがある。万が一、盗難等が発生した場合には、三重県道路公社ひいては三重県が損失を被ることとなるため、三重県道路公社では、委託先であるA社に対して、動産保険に加入するように伊勢二見鳥羽有料道路通行料金收受業務委託取扱要領第12条で義務付けていたが、実際に加入したかどうかの確認をしておらず、結果としてA社は動産保険に未加入であった。 今後は、動産保険に実際に加入したかどうかの確認が必要である。なお、監査後の7月25日にA社は動産保険に加入したことを確認した。【結果】</p>	三重県道路公社
28	<p>(7) 料金の決定根拠 県の財産である野積場や財団の財産である艇置場、栈橋等については料金表で定められているものの、それ以外の料金についての決定は個別に承認されておらず、事業計画の承認によっているとのことであるが、その料金に関する算定根拠についても示されていない。 利用料金の前提として使用する固定資産の代金や人件費等を基に利用予想人数等で割ることにより利用料金は算出されるものであるが、算定根拠が示されない場合、財団自身の収支均衡等を考慮することなく価格承認が行われることになり、意思決定が明確にならないまま不適切な料金設定が行われるおそれがある。 利用料金承認の際に適切な判断ができるように、料金の算定根拠を示したうえで個別に承認をすべきである。【結果】</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター
会計基準の適用に関する指摘(財務諸表の表示・注記事項)		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(8) 内部取引の消去及び科目表示 財団の決算報告書を通査したところ、収支計算書や貸借対照表において、各会計間の取引が両建てで開示されていた。具体的には、下記の内容である。 ①児童・青少年(特別)会計で基本財産運用収入と運用財産運用収入及び財産取崩収入は重複計上となっていると同時に、収支計算書上繰入金支出と両建てで計上されている。これについては、平成16年度及び平成17年度も同様である。 ②一般会計から収益事業会計への貸付が行なわれているが、収益事業会計に計上されている借入金返済支出が一般会計に計上されている貸付金回収収入で計上されており、収支計算書上両建て計上されている。これについては、平成16年度及び平成17年度も同様である。なお、平成16年度及び平成17年度の貸借対照表においても収益事業貸付金と一般会計借入金と同額で計上されている。 少なくとも、財団としての最終報告の決算書については、両建て計上となっている科目については、相殺して明瞭に開示する必要がある。【結果】</p>	(財)三重こどもわかもの育成財団
2	<p>(2) 借入金にかかる担保提供 事業団では、四日市市小山町の土地建物2,140百万円、及び機械設備9,354百万円については平成15年度に理事会の決議を経て、借入金10億円の担保として別の金融機関に提供しているものの、決算書にその旨の注記がなされていない。確かに、四日市市小山町の土地建物については登記留保されており、登記簿に抵当権設定登</p>	(財)三重県環境保全事業団

	<p>記は未だなされていないが、金融機関からの請求があればいつでも登記に応じることとなっており、また、機械設備についても譲渡担保権が設定されており、実質的に担保に提供されていることに変わりはない。</p> <p>担保提供については、新公益法人会計基準でも注記事項となっており、譲渡の場合と同様に理事会の決議を経たうえで、決算書に注記を行って利害関係者に対して適切に情報を開示する必要がある。</p> <p>【結果】</p>	
3	<p>(4) 長期未払費用</p> <p>一般会計の決算書において、約20億にも上る長期未払費用が計上されている。内容としては将来の埋立管理費や委託費にかかるものであるが、科目名が利害関係者に対して誤解を与えてしまう危険性がある。</p> <p>単なる科目の問題とも考えられるが、引当金と未払費用では全く正反対に解釈される恐れがある。すなわち、引当金は、将来に発生が予想される費用を見積もって当年度に計上するための科目であり、費用の計上を先送りせず、当年度の収益で負担するという考えからなされた会計処理であり、非常に望ましい会計処理といえる。一方、長期未払費用は、事業団は支払いを将来に先送りしているのではないかといった誤解がなされる危険性がある。</p> <p>引当金という適切な科目に修正することにより財務諸表の明瞭性を確保し、県民等の利害関係者にとって有益な情報を提供することが必要である。</p> <p>また、長期未払費用相当額については、財団法人として経営の健全性を維持するため、預金として拘束することが望ましい。</p> <p>【結果】</p>	(財) 三重県 環境保全事業 団
4	<p>(6) 内部取引高等の相殺消去</p> <p>財団内部の内部取引、内部貸借取引の残高は、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表においてもそのまま計上されている。</p> <p>財団の「繰入額」と「繰出額」は、強化基金特別会計から一般会計への退職給付引当金相当額の費用負担配分であり、内部取引であるから、正味財産増減計算書総括表において相殺消去されなければならない。また、「他会計へ貸付金」「他会計へ預け金」「他会計へ立替」「他会計から借入金」「他会計から預り金」はいずれも一般会計又は特別会計間の資金の貸借であるから、貸借対照表総括表において相殺消去されなければならない。【結果】</p>	(財) 三重県 農林水産支援 センター
5	<p>(7) 補助金等に係る注記</p> <p>補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、財務諸表に注記すべきとされているが(公益法人会計基準第4の1(10))、財団の財務諸表にはこれらの注記がなされていなかった。【結果】</p>	(財) 三重県 農林水産支援 センター
会計基準の適用に関する指摘(正味財産の区分)		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(1) 固定資産と正味財産の区分</p> <p>財団への資金提供者は三重県、津市及び財団法人日本船舶振興会であり、三重県は出資として、津市及び財団法人日本船舶振興会は補助金として資金提供している。当該資金は全額施設整備に充てられたものであるが、收受した財団側の貸借対照表では、資産の部「その他固定資産」に計上するとともに、正味財産の部「一般正味財産」に計上している。</p>	(財) 伊勢湾 海洋スポーツ センター

	<p>公益法人会計基準では、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確にするため、貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示し、それ以外の正味財産は一般正味財産として表示することになった。なお、寄付者等には補助金等を交付する国や地方公共団体あるいは民間の法人等が含まれる。</p> <p>また、基本財産以外の固定資産については、特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に関し、一定の制約を課した場合、当該固定資産は特定資産に区分される。例えば、補助金によって取得した建物は、交付要綱等によって保有上の制約が存在することから、特定資産に区分されることが通常である。</p> <p>しかしながら、現在の貸借対照表においては、資金提供者の意思及びそれに従った資産運用状況を明確に反映していないと考えられる。昭和50年開催の三重国体のヨット競技場の施設充実時における考え方に基づいて、固定資産と正味財産の区分を整理する必要がある。【結果】</p>	
会計基準の適用に関する指摘（基本財産・特定資産）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(6) 基本財産・運用財産の預金の運用</p> <p>財団は、A銀行とB銀行に口座を開設しているが、一部の口座につき、基本財産とその他一般財産との共有を行っており、同一口座内に基本財産とその他の資産が混在しているという状況にある。</p> <p>基本財産は、他の資産とは異なり維持拘束性が求められている。そのため、基本財産は特段の理由がある場合に限り、三重県と理事会の承認等の適切な手続を経た上で取崩を行うことが認められる。このような維持拘束性が求められる基本財産と処分可能性を有するその他の資産を共有化し、口座上区分しないことは、その口座を全額使用した場合、結果として適切な手続を経ず基本財産を取崩してしまうおそれがある。</p> <p>よって、基本財産とその他の財産は明確に区分しておく必要があるといえる。具体的には、定期預金であれば、基本財産の口座とその他の財産の口座とに区分を行い、管理を行う必要がある。</p> <p>【結果】</p>	(財) 三重こどもわかもの育成財団
2	<p>(2) 特定資産の運用</p> <p>平成18年度末現在において、財団は金融機関ごとの預金残高合計額と貸借対照表で計上されている種類別預金等の合計額を一致させているものの、貸借対照表の預金等の内容と実際の個々の預金等の額が一致していない。</p> <p>具体的には、特定資産として固定資産に計上されている減価償却引当預金は普通預金の一部、中期利付国債5年、大和証券国債の一部、大和証券MMFから構成されており、退職給与引当預金については定期預金の一部よりなっている。</p> <p>減価償却引当預金や退職給与引当預金は将来の支出に備えるため特定資産に積み立てられているものであり、一般の運転資金等と混在させた場合、運転資金等として使用され流出してしまう可能性があり、結果として特定資産が保持されず、将来の支払いが滞るおそれがある。</p> <p>減価償却引当預金や退職給与引当預金としての預金、国債等とそれ以外の預金等の運用（口座）を明確に区分しておくべきである。</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター

	<p>また、減価償却累計額 250,875 千円に比較して、減価償却引当資産 65,174 千円が著しく少ない状況にある。減価償却累計額全額が必ずしも引当資産として保持していなければならない訳ではないが、財団の正味財産が減少傾向にあること及び財団の建物自体が既に 30 年経過しており今後修繕費等が増加する傾向が予想されることから、建替え等大規模な建設工事等を行うことが困難な状況にある。必要資金をどのように確保するか、十分検討する必要がある。</p> <p>【結果】</p>	
会計基準の適用に関する指摘（資産・負債評価）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(4) 棚卸資産計上の妥当性・評価</p> <p>棚卸資産のうち、「漫画アート」という商品は、平成 15 年のリニューアル時に販売目的で 10 点（帳簿価額 264,434 円）購入し、当初はショップにて販売を行っていたものの、5 点については館内で展示を行っており、残りの 5 点はショップに陳列を行わず、倉庫にて保管を行っている。これらについては、在庫リスト上にも上代が記載されていないことから、販売見込みはないものと考えられる。</p> <p>展示を行っている物品に関しては、事業活動を行うにあたり、長期にわたり使用されるべき資産といえる。これらは什器備品等、有形固定資産として計上した上で、毎期定期的に減価償却を行っていくか、消耗品費として処理すべきである。</p> <p>また、倉庫に保管している物品については、取得価額で計上したままにしておくのではなく、棚卸資産の評価損や減損処理等、適切な会計処理を行う必要があるといえる。【結果】</p>	(財) 三重こどもわかもの育成財団
2	<p>(2) 用地の会計処理</p> <p>財団は個別法に基づく原価法を採用しており、取得価額をもって貸借対照表価額としている。時価が 50% を超えて下落している用地 51 筆については、農地の時価の下落傾向は続いていると言われており回復の見込みがあるとは認められないから、時価をもって貸借対照表価額とすべきである。なお、中期計画（残り 3 年）で長期保有農地が実際に売渡処分された場合には、評価損と同額の差損が計上されたことになる。</p> <p>また用地は棚卸資産であるから、資産の評価基準及び評価方法を重要な会計方針として注記しなければならない。【結果】</p>	(財) 三重県農林水産支援センター
3	<p>(3) 退職給付引当金の会計処理</p> <p>財団は、当事業年度の資金から特定資産である退職給付引当資産に繰り入れることができた金額である 19,978 千円を退職給付引当金繰入額として本年度の経常外費用に計上しており、また固定負債の部には退職給付金引当金 94,268 千円が計上されている。</p> <p>退職一時金にかかる債務について計上すべき退職給付引当金の額は、退職給付の対象となる職員数が 300 人未満である等の場合、期末要支給額により算定することができるので、財団の職員の退職一時金にかかる債務についての期末要支給額 304,332 千円が退職給付引当金となる。したがって、退職給付引当金の引当が 210,063 千円不足している。また、退職給付引当金の計上基準についての注記はないが、重要な会計方針として、財務諸表に注記するべきである。</p> <p>なお、この不足額は退職給付会計基準での会計基準変更時差異に相当すると考えられるため、会計基準変更時差異として最長期間の 15 年間で定額法により費用処理した場合には現在の費用処理額と近</p>	(財) 三重県農林水産支援センター

	似することになる。【結果】	
4	<p>(4) 貸倒引当金の会計処理</p> <p>財団は、就農支援貸付債権について、補助金収入 555 千円を特定資産とし、同額を貸倒引当金として繰り入れているが、他の貸付債権及び事業未収金については貸倒引当金は計上していない。</p> <p>計上する引当金額については、財団の過去 3 年の貸倒実績はないので、一般債権については必ずしも貸倒引当金の計上の必要があるとは言えないが、貸倒懸念債権については個別に債務者の財政状態などを考慮して貸倒見積高を算定する必要があると考える。</p> <p>また、貸倒引当金の計上基準についての注記はされていない。</p> <p>貸倒引当金については、会計基準に準拠した計上基準を定め、引当金の計上基準は重要な会計方針として財務諸表に注記するべきである。【結果】</p>	(財) 三重県農林水産支援センター
5	<p>(5) 賞与引当金の会計処理</p> <p>財団は賞与引当金の計上は行っていない。</p> <p>しかし、正規職員の期末・勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下において「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する、とされている。</p> <p>したがって、平成 19 年 6 月 30 日に支給した期末・勤勉手当 16,322 千円のうち、平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの期間に相当する金額 10,881 千円は、平成 18 年度に発生した費用であり、賞与引当金として計上すべきである。【結果】</p>	(財) 三重県農林水産支援センター
6	<p>(4) 商品勘定計上</p> <p>平成19年3月31日時点で、買取商品としてローソク243千円（売価）及び乳製品10千円（売価）の在庫があった。しかし、当該買取商品は少額であるからという理由により、商品勘定として資産計上されておらず、直接、販売収入原価となっている。そのため、貸借対照表上においては過少な資産と、正味財産増減計算書上においては過少な正味財産期末残高となっている。</p> <p>「寄附行為 第2章 資産及び会計 第5条 資産の構成」においては以下のとおり規定されている。</p> <p>この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>①現金②預金③有価証券④未収金⑤土地⑥建物⑦備品⑧消耗品⑨その他</p> <p>「寄附行為 第2章 資産及び会計 第5条 資産の構成」を見ると、商品が含まれておらず、そのためもあって商品勘定として資産計上されていない結果となっている。</p> <p>財団法人三重北勢地域地場産業振興センターは、地場産品への理解・普及を図るため委託販売方式を導入し販売しているが、近年では自主財源の確保を図るため買取方式が増加している状況にある。このことから、買取商品を含めた商品の管理が重要になってきており、買取商品の在庫については、寄附行為に定める「⑨その他」に含まれる資産として、原価に直したうえで貸借対照表上商品勘定に計上すべきである。【結果】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
7	<p>(4) 減損損失</p> <p>平成 17 年度より公社に対して減損会計が適用されることになり、平成 18 年度において、減損損失として公有地取得事業に係る用地取得システムソフト 3,257 千円を計上している。</p> <p>これは、公有地取得事業が前期及び当期において「損失」を計上</p>	三重県土地開発公社

	<p>したことから減損の兆候に当たり、当該事業に係る固定資産である用地取得システムソフトについて減損損失を計上したものである。ただ、この場合の公有地取得事業の「損失」は、損益計算書上の販売費及び一般管理費を控除する前の事業総損益を事業別に分類した場合の損失となっており、販売費及び一般管理費等の共通費を配賦する前の損失である。</p> <p>「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」において、減損の兆候にあたる場合のひとつとして、資産を使用する営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続して（おおむね過去2期）マイナスの場合があげられており、この場合の「営業活動から生ずる損益」は、事業総損益を事業別に分類した場合の損益に共通費を配賦した後の損益である。</p> <p>会社の平成17年度および平成18年度の事業損失は、それぞれ208,344千円、73,768千円であり、公有地取得事業に帰属する固定資産のみならず、他の事業及び全社共通に帰属する固定資産についても販売費及び一般管理費等の共通費を配賦した後の損益は、継続してマイナスとなり、「減損の兆候」に該当している可能性がある。</p> <p>平成18年度の貸借対照表に計上されている固定資産は有形固定資産35,001千円及び無形固定資産1,946千円の合計36,948千円であり、公有地取得事業のほか、他の事業に帰属する固定資産及び事業全体にかかる共用固定資産について回収可能性を検討し、回収可能額が固定資産の帳簿価額を下回った場合には、減損損失を計上すべきである。【結果】</p>	
8	<p>(5) 賞与引当金</p> <p>期末勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下において「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日に支給する、とされている。</p> <p>したがって、平成19年6月30日に支給した期末勤勉手当49,065千円のうち、平成18年12月1日から平成19年3月31日までの期間に相当する金額32,710千円は、平成19年3月期に発生した費用であり、賞与引当金として計上する必要がある。【結果】</p>	三重県土地開発公社
9	<p>(4) 有形固定資産の減価償却</p> <p>建物の減価償却費の計算における耐用年数について、料金徴収期間である30年よりも長い34年または35年を採用している。これは、大蔵省令によるものである。</p> <p>一般有料道路事業は、料金収入により管理費及び利息を賄いつつ、道路の建設に要した費用を返済していく制度である。また、建物は管理事務所として使用されており、料金徴収期間満了後は使用されない場合もある。したがって、耐用年数は最長でも料金徴収期間と同じ30年であると考えられる。</p> <p>また、料金徴収期間満了後は、料金徴収施設は解体撤去され、建物についても管理事務所としては使用されず、解体撤去される可能性がある。実際に、志摩開発有料道路第2期事業においては解体撤去され、14,650千円の除却損が計上されている。したがって、料金徴収期間内において除却損を見積り、引当金を計上することも検討すべきである。【意見】</p>	三重県道路公社
10	<p>(3) 退職給与引当金の引当不足</p> <p>平成18年度末における従業員全員が退職した場合の要支給額か</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツ

	<p>ら中小企業退職金共済事業団退職金支給額を控除した金額を退職給与引当金として引当計上する必要があるが、その計上不足額が約10,000千円ある。また、引当預金も退職給与引当金と同額であることから資金としても財団内部に留保されていない状況にある。</p> <p>計上不足の場合には、実際の退職者に対する退職金の支払時に費用処理が行われることになり、将来における財団の費用負担が過大になるおそれがあることから、退職給与引当金の不足分の積み増しが必要である。【結果】</p>	センター
11	<p>(4) 寄付済みの財産</p> <p>財団の固定資産のうち受水設備（水道管）については償却終了時点において既に津市へ寄付しており平成18年度末現在において財団に所有権はないが、当該資産が固定資産台帳に取得価額と減価償却累計額が同額で計上されている。</p> <p>簿価としては0円であり、総資産に与える影響はないが、既に償却が終了していることから、所有権のない資産を貸借対照表に計上することは問題があるため、当該資産については固定資産台帳上から削除すべきである。【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター
12	<p>(5) 現物寄付を受けた固定資産の簿外処理</p> <p>平成18年度に現物寄付を受けた中古艇については、使用のために修理が必要であるとのことから、修理代金30万円の寄付を受けた上で18年度中にその同額の修理を行っているが、資産計上されていない。</p> <p>実在性の観点から、現物の寄付を受けた時点において、時価評価を行った上で、固定資産として計上する必要がある。なお、中古艇評価については業者による評価額を用いることには問題はないと考えられる。【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター
13	<p>(10) 固費判定</p> <p>浮棧橋について、現物と固定資産台帳を突合したところ、2件については、設置後において法定耐用年数が経過し、老朽化したため、改修を行ったものであり、修繕費に該当するものである。</p> <p>現在、棧橋を拡張し係留場を拡大し収入増加を目指している状況にあるが、初期に取得した棧橋については老朽化が進んでいることから、今後において改修が進んでいく可能性がある。その為、明らかに増築のもの以外については、修繕費とするか若しくは従前の計上資産のうち撤去部分を特定して除却処理を行うかいずれかの会計処理を行う必要がある。【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター